

平成 29 年 3 月 8 日

21 世紀金融行動原則  
署名金融機関等 各位

運営委員会共同委員長

## 21 世紀金融行動原則 第 6 回定時総会 決議事項について

【第 1 号議案】

退任に伴う後任総会共同議長の選任

昨年度の第 5 回定時総会にて、平成 28 年度・29 年度の総会共同議長機関として、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びアライアンス・バーンスタイン株式会社が選任された。

この度、アライアンス・バーンスタイン株式会社より、期中ではあるが本定時総会をもって辞退する意向を受けたことから、後任を選任する必要がある。なお、議長の任期は、選任された日から原則 2 年であるが、今回は後任の選任のため、任期は本総会より 1 年とする。なお、本対応については前例が無いいため、今回限りの措置とする。選任された後任共同議長は、現総会議長と共同でその後の会務を総理する。

（総会共同議長の選任方法）

- ・ 第 6 回定時総会に出席した署名金融機関等より、後任総会共同議長への立候補を募る。
- ・ 事前に立候補のあった候補者から、署名金融機関等の互選により、後任総会共同議長の選任を行う。

〈参考〉 21 世紀金融行動原則運営規程（総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋）

第 3 章 総会

（議長）

第 6 条

- （1） 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
- （2） 議長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任されることができる。

<b>【第2号議案】</b>	<b>会費の納入等</b>
----------------	---------------

- (1) 21世紀金融行動原則の枠組みの維持運営は、平成29年度より、署名金融機関等からの会費を中心として行う。
- (2) 運営委員会は、(1)のために必要な会費の納入や事務局体制等の必要な運営規定の改正案を、平成29年度上期に作成し、臨時総会の議決を求める。
- (3) 署名金融機関等は、平成29年度会費として、3万円を納入するものとし、(2)の議決により事務局の会費受け入れ体制が整い次第、会費を納入する。

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程（定時総会の議決に関する箇所抜粋）

<p>第3章 総会 (決議) 第9条 総会の決議は、署名金融機関等の過半数が出席し、出席した署名金融機関等の過半数をもって決する。 (代理又は書面による議決権行使) 第10条 (1) 総会に出席することができない署名金融機関等は、他の署名金融機関等を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関等又は代理は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。 (2) 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。 (3) (1)及び(2)の場合には、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席した署名金融機関等の数に算入する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

▽備考 会費納入までのスケジュール（予定）

